

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置。現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行。各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施。

1. 対象国・地域、対象者

- (1) 感染状況が落ち着いている入国拒否対象地域を対象国として協議・調整を開始（当面、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランドを想定。）。我が国内外の感染状況等を総合的に勘案し、順次、協議が整い次第、対象国・地域を拡大。
- (2) ビジネス上必要な人材等（経営・管理、技術者、技能実習・特定技能など）を対象者とし、対象国毎に調整。

2. 追加的な防疫措置

現行の水際措置（PCR 検査、公共交通機関不使用、14 日間の自宅等待機）に加え、

- (1) 入国前の PCR 検査証明や入国後 14 日間の位置情報の保存等の追加的な防疫措置を条件に、外国人の入国拒否対象地域からの例外的な入国を認める。
- (2) 日本人を含めた入国者が 14 日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、更なる条件（「本邦活動計画書」（注）の提出等）の下で、行動制限を緩和。

（注）「本邦活動計画書」には、滞在場所、移動先、接触予定者等を記載

3. 日本人の出国

相手国の要請次第で、出国前の PCR 検査証明等により、相手国への入国や行動範囲を限定したビジネス活動の許容を協議。

4. 検査能力の拡充

今後、唾液 PCR 検査などの代替的な検査方法の導入等を始め、検査能力・体制を拡充。

5. 感染再拡大防止との両立

上記の例外的措置については、新型コロナウイルス感染症再拡大の防止と両立する範囲内において試行していくこととし、国内外の感染状況等を十分に注視した上で、実施の継続を判断していくこととする。

以上

ビジネストラック（イメージ図）

日本→X国

日本	(例) 出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在京大使館にて査証等申請 ■ 相手国活動計画書の提出 ■ 14日間の健康モニタリング ■ PCR検査証明

X国	(例) 入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港でのPCR検査
	(例) 入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間は活動計画書に基づき滞在先と用務先の往復等に限定
	帰国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の健康モニタリング

日本	帰国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港でのPCR検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 本邦活動計画書の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
	帰国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は自宅と勤務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

相手国と要調整

X国→日本

X国	出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国在外公館にて査証等申請 ■ 本邦活動計画書の提出 ■ 14日間の健康モニタリング ■ PCR検査証明

日本	入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港でのPCR検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 本邦活動計画書の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は滞在先と用務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

相手国と要調整

※ 入国直後のビジネスを可能とする上記スキーム（主に短期出張者用）とは別に、**入国後14日間の待機は維持**する日本からX国、X国から日本の双方向の「**レジデンストラック**」（主に長期滞在者の派遣・交代用）も併せて調整

(注) 上記イメージ図は、相手国との協議・調整の結果、変更の可能性あり。